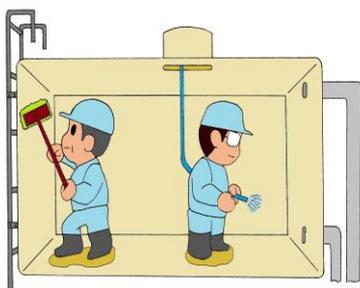




貯水槽水道の管理等について

小規模貯水槽水道（10m³以下）を設置されている方は、次のことに努めてください。

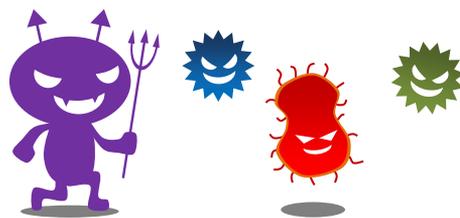
- ・1年以内ごとに1回、定期的に水槽の掃除を行ってください。
- ・有害物・汚水等によって水が汚染されるのを防止するために必要な点検を行ってください。
- ・1年以内ごとに1回、定期的に給水栓から出る水の色、濁り、臭い、味の状態及び残留塩素の有無について検査を行ってください。
- ・給水する水の異常を知ったときは、直ちに給水を停止し、適切な措置をとってください。



給水装置の誤接合は禁止です

給水装置（企業団が施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具）に、他の管を接続することは禁止されています。

給水装置への誤接合は、逆流による水道水の汚染を引き起こし、汚染された水道水による健康被害の発生など重大な事故につながる恐れがあるため、絶対に行わないでください。



※給水装置の工事（新規及び改造）は、企業団への届け出が必要であり、指定給水装置工事事業者でなければ行うことができませんので注意してください。



堆肥を無料で配布しています

鴨田エコパークでは、汚泥再生処理工程のメタン発酵で生じる汚泥をコンポスト（堆肥）化し、皆さんにお渡ししています。

■申込方法

電話で鴨田エコパークに住所・氏名・連絡先・必要量をお知らせください。☎0568-23-7940

■申込日時

毎週月～金曜日（祝日及び年末年始を除く）の午前9時から午後5時まで
（ただし、正午から午後1時までを除きます。）

申込多数の場合は、翌週に改めてお申し込みをお願いします。

■配布日時

申込翌週の月～金曜日（祝日及び年末年始を除く）の午後2時から午後4時まで

■配布場所

鴨田エコパーク（北名古屋市九之坪五反地80番地）

■その他

- ・堆肥は **無料** です。
- ・お1人1回につき10袋（1袋15kg入）以内です。ただし、生産量により配布数を制限する場合があります。また、性状が安定しない場合は、配布を中止する場合があります。
- ・堆肥の受取りは、原則として各自で積み込みをお願いします。（汚れてもかまわない服装で、お越しくください。）

